



# 中期経営計画の更新(2012年度～2014年度)について

---

2012年3月28日

株式会社日本証券クリアリング機構



# I. 今期(2011年度)の事業総括①

- 今年度の中期経営計画においては、経営方針として「1. 清算サービスの一層の拡大」「2. リスク管理体制の更なる充実」「3. システム基盤の強化」の3つを掲げ、各方針における具体的な事業計画について、以下のとおり、着実に対応を進めてきた。

## 1. 「清算サービスの一層の拡大」に向けた事業計画

- ✓ インデックスCDS取引の清算開始に向け、業務体制の整備を進める。また、シングルネームCDS取引の清算に向けた制度面、システム面等の具体的な検討を行う。
  - ⇒昨年7月にインデックスCDS取引の清算業務を開始し、その後も安定的に業務を運営している。
  - ⇒シングルネームCDS取引について、証拠金の算出方法のあり方等について調査を進めており、今後、市場関係者との間でより具体的な検討を進めていく予定。
- ✓ 金利スワップ取引の清算の取扱いに関し、制度面・システム面等の具体的な検討を進める。
  - ⇒市場関係者との間で制度面・システム面の検討を行い、昨年11月にシステム要件を固めるとともに、本年3月に金利スワップ取引の清算業務に係る制度要綱を取りまとめた。
- ✓ 日本国債清算機関との間で、連携強化に向けた対応を進める。
  - ⇒「金融市場インフラのための原則」の市中協議案への対応検討を協同して実施した。
  - ⇒より強固な連携関係の構築をすべく、更なる人材交流を行った。



# I. 今期(2011年度)の事業総括②

## 2. 「リスク管理体制の更なる充実」に向けた事業計画

- ✓ 担保の日中預託制度の導入に向け、市場関係者との具体的な検討を進める。
  - ⇒日中預託制度の導入に向けて、発動基準の検討を進めるとともに、制度導入に必要なシステム整備を行った。
  - 今後、市場関係者との調整を行った上で、制度要綱としての取りまとめを予定。
- ✓ CPSS/IOSCOの「金融市場インフラのための原則」を踏まえつつ、リスク管理体制の更なる充実を図る。
  - ⇒「金融市場インフラのための原則」の市中協議案に対し、内容を確認した上で意見提出を行った。
  - ⇒現在のCPSS/IOSCOの「清算機関のための勧告」に基づき、担保モデル及びストレステストについて適正性を検証し、問題ないことを確認した。

## 3. 「システム基盤の強化」に向けた事業計画

- ✓ インデックスCDS取引の清算業務の安定的な業務運営に向け、システムテストを実施し、確実な稼働を行う。
  - ⇒昨年7月、インデックスCDS取引についてシステムの稼働を実現した。
- ✓ 金利スワップ取引及びシングルネームCDS取引の清算に向けたシステム面の検討・開発を行う。
  - ⇒昨年11月、金利スワップ取引のシステムの要件を取りまとめ、システム開発に着手した。
- ✓ 機能面の充実や安全性の向上を意識した次期清算システムの要件取りまとめを行う。
  - ⇒次期清算システムの要件について、市場参加者の声を踏まえつつ、取りまとめを行った。

## Ⅱ. 当社を取り巻く環境の変化①

### 1. 清算機関に関する国内規制等の動向

- OTCデリバティブ取引の清算機関の利用について、段階的な義務化が予定されている。

対象者	【第1フェーズ(2012年11月～)】 ・取引を高頻度で大量に行い、清算機関の参加要件を満たす金融商品取引業者等を対象	【第2フェーズ(第1フェーズ開始後、2年程度を目途)】 ・取引相手先が破綻した場合に生じるリスクが一定以上の大きさとなる金融商品取引業者等へ対象範囲の拡大を検討
対象取引	【第1フェーズ(2012年11月～)】 ・LIBORを対象とする円建て金利スワップ ・CDSのインデックス銘柄であるiTraxx Japan	【その後】 ・取引の規模や標準化の程度、清算機関での取扱い状況等を踏まえ、以下の取引等について対象取引の拡大を検討 ✓ TIBORを対象とする円建て金利スワップ、ドル・ユーロ建て金利スワップ、日本銘柄に係るシングルネームCDS、欧州及び北米銘柄に係るインデックス/シングルネームCDS

- 2011年4月より、「外国清算機関」の我が国金融市場への参入が可能となっている。

### 2. 金融商品取引所の動向

- 2013年1月の株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所との経営統合(統合持株会社の発足)について公表されている。その中で、当社は、グループにおける清算機関として位置付けられている。
- 統合のシナジー効果として、デリバティブ取引の清算機関の統合による担保効率の向上が期待されている。

### 3. 総合的な取引所の検討に係る動向

- 金融庁・農水省・経産省による「総合的な取引所検討チーム」が本年2月24日に公表した「取りまとめ」において、総合的な取引所について規制・監督を一元化するとともに、相互連携を確保するため、制度整備を行うことが公表されている。



## Ⅱ. 当社を取り巻く環境の変化②

### 4. 清算機関に関する新国際基準及び国際的な規制の動向

- 「金融市場インフラのための原則(FMI原則)」が、昨年の中協議を経て、間もなく最終版として確定することが予定されている。その後、FMI原則の遵守状況に対する具体的な評価方法がとりまとめられた後、最終的には、我が国における取扱いとして必要な監督的対応がなされる予定である。
- また、「バーゼルⅢ」規制では、FMI原則に適合しない清算機関を利用する取引に対し、高いリスクウエイトが適用されることが予定されている。
- 米国では、「Dodd-Frank Act」により、OTCデリバティブ取引について、DCO(Derivatives Clearing Organization)の免許を取得した清算機関の利用義務付けが予定されている。
- 欧州においても同様に所定の清算機関の利用を義務付けるべく、「European Market Infrastructure Regulation (EMIR)」の策定に向け検討が進められている。

### 5. 海外清算機関の動向

- OTCデリバティブ取引について、米国／欧州の清算機関を中心に、グローバルに清算業務を展開すべく、検討・準備が進められている。
- アジア地域においては、各国の清算機関が自国のOTCデリバティブ取引について取扱いを行うべく、検討が進められている。



## Ⅲ. 今後の経営方針及び主な事業計画①

- 上記のとおり、当社を取り巻く国内・国外における環境変化が激しい状況である中、日本を代表する清算機関としてグローバルな競争を勝ち抜くための業務基盤をより確実なものとする中で我が国金融資本市場の国際競争力の強化に資するべく、以下の4点を経営方針の柱として掲げ、それぞれについて具体的な施策を遂行していく。

### 1. 清算サービスの一層の拡大

- OTCデリバティブ取引に関する清算機関の利用義務付けについて、段階的に範囲が拡大する見込み。
- 日本国債清算機関との連携強化、その他、我が国の中心的な清算機関として、広くマーケットの利便性、効率性、安全性向上に資するため、より積極的な取組みが期待。

⇒幅広い商品に対し清算機能を提供すべく、「清算サービスの一層の拡大」を引き続き経営方針の第一の柱と位置づけ。

<主な事業計画>

- ✓ 金利スワップ取引の清算業務の開始
- ✓ 金利スワップ取引、CDS取引の清算対象商品の拡大(Tiborを対象としたIRS、シングルネームCDS等)、参加者範囲の拡大、その他OTCデリバティブ取引に係る規制動向を踏まえた対応
- ✓ FMI原則への対応等に係る日本国債清算機関との連携の強化

### 2. リスク管理機能の確実な強化

- 清算機関の利用義務付けの動きがある一方、FMI原則の策定など、清算機関のリスク管理制度に対する要求水準はより一層高いものに。
- 海外清算機関との競争においても、確実なリスク管理機能を有することは、競争における最低条件と位置づけ。

⇒継続的にリスク管理の強化に取り組むべく、「リスク管理機能の確実な強化」を第二の柱と位置づけ。

<主な事業計画>

- ✓担保の日中預託制度の導入等、FMI原則の適合に向けた対応
- ✓Wrong-Wayリスク等を意識した先進的なリスク管理手法の検討
- ✓システム障害等に係るBCP対応の再確認



## Ⅲ. 今後の経営方針及び主な事業計画②

### 3. システム機能の強化

- 「清算サービスの拡大」や「リスク管理機能の強化」の実現には、それらの処理を担うシステム面での機能強化を図るとともに、安定した稼働を確実に継続することが必須。

⇒システム面での柔軟性・効率性・安全性の機能強化を実現すべく、「システム機能の強化」を第三の柱と位置づけ。

<主な事業計画>

- ✓ 次期清算システムの稼働
- ✓ OTCデリバティブの対象商品の拡大等へのシステム面での対応

### 4. 東証・大証統合に向けた対応の確実な実施(注)

- 東証・大証の統合に伴う清算機能の統合を着実に進めるための制度面、システム面、組織面の整備を着実に進める必要。

⇒清算機能の統合を確実に実現すべく、「東証・大証統合に向けた対応の確実な実施」を第四の柱と位置づけ。

<主な事業計画>

- ✓ 東証・大証の統合に伴うデリバティブの清算機能の統合に向けた対応
- ✓ 東証・大証統合に伴うシステム面での対応

(注)東証・大証統合に向けた対応については、東証・大証において、当該経営統合に関する独占禁止法の手続及び対応に関し、公正取引委員会から排除措置命令が行われないこと等が確認できていることを含め、その他の関係当局からの許認可等の取得等が得られることが条件となります。